

第1回地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会 会議要旨

- 1 日時：平成23年10月13日（木）13時30分～15時30分
- 2 場所：砂防会館別館B 3階 立山
- 3 出席者：須藤 修（東京大学大学院教授）、石井 夏生利（筑波大学大学院准教授）、井堀 幹夫（東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員）、遠藤 兼美（秋田県井川町総務課長）、荻野 敦（財団法人地方自治情報センター上席研究員）、小尾 高史（東京工業大学准教授）、金親 芳彦（千葉市総務局情報統括部長）、後藤 省二（三鷹市企画部地域情報化担当部長）、竹田 尚弘（神戸市企画調整局参与）、田中 穂積（多久市総合政策課長）、床桜 英二（徳島県県民環境部地域振興総局長）、橋本 幸治（神奈川県町村情報システム共同事業組合情報システム担当課長）、本山 政志（埼玉県川口市情報政策課長）、井上 知義（内閣官房情報通信技術（IT）担当室内閣参事官）、杉本 達治（総務省市町村税課長）、西泉 彰雄（総務省地方情報化推進室長）、西村 淳（厚生労働省情報連携基盤推進官）、濱島 秀夫（総務省地域情報政策室長）、高原 剛（総務省住民制度課長）、岡山県総合政策局長（代理）、内閣官房社会保障改革担当室内閣参事官（代理）
- 4 議題
 - ・「社会保障・税番号大綱」等について
 - ・本研究会の進め方について

<議事の概要>

- ・事務局から上記議題について資料の説明が行われた。
 - ・その後、意見交換が行われた。
- 地方自治体内部において業務の見直しをしなければ、番号制度を導入して効果がでないのではないかと。
 - 番号制度を積極的に進めていく必要がある。地方自治体のコスト削減だけでなく、市民サービスが非常にプラスになるという視点で考えていくべきではないかと。
 - 地方自治体は、現状においてどのように事務を行っているか整理をしてはどうか。災害を経験している自治体では特に問題意識が高いのではないかと。
 - 番号制度の導入により、都道府県及び市区町村の行政も大きく変わり、個々の業務でどれだけ情報連携を図れば効果があるのか、という積み上げの議論をしていきたい。

- 番号制度導入を機に、福祉分野の業務に係る制度設計を見直す必要があるのではないか。
- 地方単独で行う分野の中にも、乳幼児や障害児の医療の助成費など、全国的に共通する事務があり、これらに活用できるよう制度設計すべきではないか。
- 番号制度の活用にあたっては、現行業務の改善という観点と番号制度により実現する新たな住民サービス等の創造という観点があり、この2点を整理して議論する必要があるのではないか。
- 住民へのプッシュ型サービスの提供にあたっては、各市区町村の内部にて様々な情報を整理した上で連携を行う必要がある。その際に、本人同意をどう得るのか、考え方を整理する必要があるのではないか。
- 地方自治体においては個人情報保護条例の大きな特徴であり重要な位置づけであるのが審議会であり、番号制度の導入に伴って今後の審議会の役割について検討してはどうか。
- 条例で定めることができる事務について、個人情報保護条例と民間規制との関係を整理して、どの範囲であれば条例で利用できる事務を定めることができるかという方向性を出していければよいのではないか。
- 大綱において、情報保護評価を実施することになっており、ガイドラインが作成されると聞いている。これをもとに、地方公共団体における情報保護評価について一定の考え方を示してはどうか。
- 個人情報保護条例の最低限のレベルについては、国からガイドラインを示すべきではないか。
- システムの問題としては、都道府県、市区町村間の連携方法や、文字コードについての課題がある。
- 自治体の社会保障関係のデータベースは、番号制度に対応できるように、技術的によく見直しをしないといけないことに留意する必要がある。
- ICカード発行は作業量が多いことから効率化をしていく必要があり、同時に、厳格な本人確認を担保できるような方法を考えていくべきではないか。
- 高齢者の多い過疎地等を含む団体では、番号制度を効果的に使いたくても使えないケースも有り得る。特に、高齢者が情報ツールを使用するのは困難であり、情報格差が生じてしまうので、その配慮が必要ではないか。

- 地方自治体が出している証明書は把握している限りで何千種類ある。地方自治体が積極的に取り組むためには、核となる番号制度活用のユースケースを決め、効果を試算することが必要ではないか。そのためには、個別の自治体に調査について調査してはどうか。その上で、システムや個人情報保護のあり方、コスト、スケジュールや体制などを検討してはどうか。
- 番号制度導入となる平成 26 年 6 月までの期間は、事務改善、システム改修、セキュリティ改善等を考慮すると非常に短期間である。地方公共団体に対して、目安となるスケジュールを示してはどうか。
- 平成 26 年度にサービスを開始するとなると、平成 25 年度予算の対応が主であると考えが、事前に改修点の整理や、業務フロー改善の調査、分析などを行う経費として、平成 24 年度予算の対応も必要ではないか。
- 番号制度活用に関し、各市区町村が実施する作業についての費用負担を国で行うことを明確にすべきではないか。

<文責：事務局>